「一時賜金癈兵」の増加恩給獲得運動 ——運動における戦争体験のもつ意味——

松田 英里

はじめに

本稿は、1920年代から30年代にかけて展開された「癈兵」 $^{(1)}$ による増加恩給支給を求めた運動を国家との関係のなかに位置づけることを目的とする。

兵役義務履行に伴い傷痍疾病を負った人々には、軍人恩給法に基づき国家から免除恩給(1923年の恩給法では普通恩給)と増加恩給が支給される。免除恩給とは、階級と服役年数(癈兵の場合は免除恩給発生下限の11年として支給)に応じて給付される恩給である。さらに、傷病の程度と原因、軍隊内の階級に応じて増加恩給が支給される。この二つの恩給は年金であり、前者がいわば基礎年金にあたり、後者がこれに加算される。

	恩給の支給内容	年限の有無	対象者
退職恩給(第四条)	服役年数と階級に応じて支給。	終身	准士官以上
免除恩給(第五条)	服役年数と階級に応じて支給。傷痍疾病のため現役免除となった場合は恩給発生年限の下限である11年の服役とみなして支給。	終身	下士以下 (下士以下の癈 兵を含む)
増加恩給 (第九条)	免除恩給と併給。症項、階級、傷痍疾病の原因(戦闘による傷痍(甲号)、普通公務(乙号)) に応じて支給。	終身	准士官以上・ 下士・卒
賑恤金 (第十四条)	増加恩給の症項より軽症の者に支給。階級、 傷痍疾病の原因(甲号乙号)に応じて支給。	一時金	一時賜金癈兵 (下士以下)
	なし	なし	無償癈兵

表 軍人恩給法による恩給支給要件

注:表は1904年法律第19号による軍人恩給法改正後

だが、同じく傷痍疾病を負いながら、増加恩給を支給されない者が存在した。比較的軽症のため増加恩給の支給要件を満たさず、免除恩給も支給されない者には、賑恤金という一時金のみが支給された⁽²⁾。彼らはのちに「一時賜金癈兵」と呼ばれた⁽³⁾。さらに、なんらの恩給も受け取ることのできなかった癈兵は、「無償癈兵」と呼ばれた。兵役義務履行に伴う傷痍疾病を負いながらも、傷痍疾病の原因や程度などの要因によって、恩給制度における待遇は異なっていた。

これまで癈兵は主に軍事援護事業に関する研究のなかで論じられてきた⁽⁴⁾。日露戦後の時期に限定しても、癈兵院の設立が社会主義思想に対する「予防的社会政策」としての側面があったことを明らかにした石井裕の研究⁽⁵⁾、1917年の軍事救護法の成立過程を分析した一ノ瀬俊也や郡司淳の研究などがあげられる⁽⁶⁾。さらに、近年は総力戦体制論・福祉国家論への関心の高まりから軍事援護事業を分析する動向もみられる⁽⁷⁾。

一方で、政策の対象者である癈兵の視角からせまった研究としては、山田明や郡司淳による研究があげられる。山田は福島県と長野県の地域史料を用いて癈兵の生活状況を分析し、農村部に

おける癈兵の生活実態を明らかにしている⁽⁸⁾。だが、政策史の蓄積の厚さに比較して、癈兵の生活実態や行動に関心が向けられることは少なく、研究蓄積も薄い。そのため、軍事援護事業が徴兵制度の維持および総力戦体制の構築に果たした役割が重視される一方で、補償や待遇をめぐる国家と癈兵との間の緊張関係については十分な注意が払われない傾向にある。

そのなかで、癈兵の恩給増額運動をとりあげた郡司淳の研究は、癈兵の主張や行動を分析したほぼ唯一の研究として特筆される⁽⁹⁾。郡司は、「一般不具者」との連帯を試みようとした大阪癈兵協会と恩給増額運動を対比させながら、「一般の救貧制度から自らを峻別し、その特権性を誇示した」点に運動の特徴があると指摘した。「特権性」とは、郡司によれば、国家最高の義務である兵役に服し、「名誉の負傷」を負ったとの癈兵の自己認識に根ざしているとされている。だが、癈兵がそもそも自らの戦争体験をどのように捉えていたのかという点については十分な分析がなされていない。本稿は、郡司の指摘に基本的に同意しつつも、癈兵の戦争体験が彼らの「特権意識」とどのように結びつくのか改めて検証することを通じて、癈兵の戦争体験が運動にもった意味を明らかにしたい。そのうえで、改めてその運動を国家との関係のなかに位置づけ直したい。

本稿では、この課題にこたえるために、一時賜金癈兵と彼らによる増加恩給支給を求めた運動を主たる分析対象としてとりあげる。その理由は、一時賜金癈兵が癈兵としての認知を得るところから運動を出発させなくてはならなかったため、癈兵という存在そのものの定義、さらには戦争体験の意味づけをめぐって国家・社会との間に強い緊張関係を生み出さざるをえない素地を有していたと仮定できるからである。そのもっとも象徴的な例が1931年に一部の急進派によって決行された断食祈願である。まずは癈兵をめぐる制度に着目し、一時賜金癈兵が生み出された経緯を明らかにしたうえで、彼らの言動や行動の分析にうつりたい。

一、癈兵をめぐる諸制度の問題点

恩給制度は、軍事功労者に対する年金制度と兵役義務履行に伴い経済的・肉体的な犠牲を払った者に対する補償制度の二つの柱からなっている。この制度は、1890年に法律第四五号として制定された軍人恩給法が恩給の受給を「権利」として明示したことによって確立をみた⁽¹⁰⁾。法律の運用にあたって症状の査定に用いられたのが、1892年に陸軍省陸達第九六号として発布された陸軍軍人傷痍疾病恩給等差例(以下、等差例と略)であった。この等差例が、増加恩給を受給する癈兵と一時賜金癈兵との間に線引きをしていたのである。

等差例であげられている症例をみてみよう。たとえば、増加恩給(症状に応じて最重症第一項から最軽症第六項にわかれている)に該当するものとして「支肢ノ運動ヲ廃シタルモノ若クハ其運動ヲ大ニ妨クルニ至リタルモノハ第五項若クハ第六項トス」という症例があげられている。それに対して、賑恤金(同じく症状に応じて最重症第一款から最軽症第五款にわかれている)に該当する症例としては「支肢ノ運動ヲ妨クルニ至リタルモノハ第一款乃至第五款トス」という例があげられている。年金である増加恩給の最軽症と一時金である賑恤金の最重症の間の差は「大ニ妨クルニ至リタルモノ」と「妨クルニ至リタルモノ」の違いである。しかし、等差例は、日本が本格的な近代戦を経験する前に策定されたため、この違いを明確に判断する症例の蓄積に乏しかった。

すなわち、初の対外戦争である日清戦争の際には、医務局が傷項等差類例という冊子を編纂・

頒布している。しかし、「其載スル所ノ類例甚タ少数ニシテ参考ノ資料トナスニ足ラサル」という状況であった。日露戦争では、日清戦争で蒐集した症例を加えた冊子を編纂し、開戦前に医務局から各留守師団軍医部へ頒布した⁽¹¹⁾。だが、日清戦争は戦死者よりも戦病死者の多かった戦争であったため⁽¹²⁾、機関銃をはじめとする近代的な兵器が戦場の主役となった日露戦争に対応する症例は十分に蒐集できなかった。そのため、日露戦争では、現場の軍医は銃創・砲創の症例に乏しい等差例をもとに恩給の裁定に当たらねばならなかった。その結果、「数万ノ傷病者各症各異繁雑錯綜殆ント際限ナキ機能障碍ニ対シ其診断及策定ヲ誤ラサルカ如キ者ヲ得ル至難ナリ」、「各師団ニ於ケル策定区々トナリ容易ニ均等ニ至ラス」という状況が生じた⁽¹³⁾。千差万別の症状を示す数万人の患者を、乏しい症例をもとにつくられた判断基準に無理やりあてはめ、恩給裁定を図ったことが現場の混乱を生んだのである。

このようにして下された恩給裁定に対して、不満が向けられるのは必然であった。1926年には、「現時ノ多クハ六項ノ恩給ニ浴セル癈兵ヨリ第十四条第一款該当者〔賑恤金受給者の最重症者〕ニハ日常起居動作ニ極メテ不便不自由ヲ感ズル癈兵多キハ確カニ現時ノ有様ナリ」として「白紙一枚ヲ容ル、寸間」で増加恩給の受給から洩れた一時賜金癈兵が、増加恩給の支給を求める請願を提出している⁽¹⁴⁾。だが、増加恩給の受給には、請求期間という壁が立ちはだかっていた。

軍人恩給法第十一条では、恩給をすでに受給している者、または現役を離れた後に症状が重症化した未受給者について、期間内に検査を出願した場合、「策定ノ上相当ノ恩給ヲ給ス」と定められていた。その期間は、「一眼ヲ盲シ若クハ一肢ノ用ヲ失フニ至リタル者若クハ之ニ準スへキ者」は、現役を離れた日から二年、「一肢ヲ亡シ若クハ二肢ノ用ヲ失ヒ若クハ両眼ヲ盲シ若クハ二肢以上ヲ亡スルニ至リタル者若クハ之ニ準スへキ者」は、同じく三年であった。

この再審査期間の短さについては、第四五帝国議会に政府が提出した「増加恩給等ノ増額ニ関スル法律」(1922年3月29日公布、法律第一八号)の審議の際にも批判が起きていた。1922年3月20日の第四五帝国議会衆議院予算委員会では、津野田是重や金光庸夫ら政友会所属の委員から、再審査期間の年限撤廃を求める意見が出された。だが、答弁に当った内閣恩給局長入江貫一は「「年限の撤廃・延長について」再考致シテ見テモ宜シイカト思ヒマス、デゴザイマスガ、私ト致シマシテハ十年二十年ト経チマスト、其間ノ正確ナ判断が付キ悪イト云フコトヲ恐レテ居ル次第デアリマス」と答弁し、あくまで年限の制限に固執する姿勢をみせた(15)。年数を経たことによって公務による負傷・疾病の判別がつきにくくなり、増加恩給の支給対象者が拡大することを入江は恐れたのである。

結果、次の第四六帝国議会で制定された恩給法(1923年4月14日公布、同年10月1日施行)には、退役後五年以内に「不具廃疾」となり、五年以内に請求した場合に増加恩給を支給するという年限が設けられた。1923年2月12日の衆議院恩給法案特別委員会において恩給法案の説明に立った入江は、「今日ノ医学上デ略々五年位ノ病気ノ変化ナラバ診断ガ付クデアラウ」と延長期間を五年とした理由について述べている⁽¹⁶⁾。これにより、症状が悪化した日清・日露戦争をはじめとする過去の戦争の傷病者の大部分は、増加恩給の支給対象外とされたのである⁽¹⁷⁾。

以上のように、国家財政の負担を軽減するため、すべての傷病者を増加恩給の支給対象とせず、 症状基準と再審査期間を設け支給に制限をかけたことが、一時賜金癈兵と呼ばれる癈兵の存在を 生み出した原因であった。

また、恩給制度や軍人給与を補完するための軍事救護法も、その運用には多くの問題を抱えて

いた⁽¹⁸⁾。軍事救護法は、兵士の「士気」の低下、徴兵忌避者の増加という状況に危機感を抱いた民間からの発案に軍が同調し、1917年に制定された法律である⁽¹⁹⁾。救護対象者は、傷病兵(増加恩給受給者・服役免除となった賑恤金受給者)、傷病兵の家族、傷病兵の遺族、下士兵卒の家族(現役兵と応召中の下士兵卒のみ)、下士兵卒の遺族(扶助料受給者)と定められていた。しかし、同法は救護の決定にあたり癈兵が受給する免除・増加恩給や戦病死者遺族の受給する扶助料を収入とみなしたため、彼らの多くが救護対象から排除されるという運用上の問題を抱えていた⁽²⁰⁾。くわえて同法は実質的な救貧法であったため、1923年の恩給法制定の際には、癈兵団体から癈兵の名誉を傷つける忌まわしい存在としてその廃止が求められた。このことは、郡司が指摘するように、癈兵の要求があくまで兵役義務履行に伴う肉体的・経済的損失に対する国家補償、すなわち「権利」としての恩給にあったことを示している⁽²¹⁾。

とはいえ、増加恩給を受給できない一時賜金癈兵にとって軍事救護法は、生活困窮に陥った場合に救護を求めるための重要な法律であった。しかしながら、同法では全ての兵役を免除となった者に救護対象者を限っていたため、一時賜金癈兵のなかには救護を受ける資格要件を満たさない者もいた。一時賜金癈兵のうち軽症の者は全ての兵役を免除されず、一種以上の兵役免除(たとえば現役から予備役・後備役・国民兵役などに編入される場合を指す)と判断される場合があった⁽²²⁾。この一種以上の兵役免除にとどまった者が、同法の対象外とされたのである。農山漁業に従事する者や、とくに手先の技術を必要とする職人などは、軽症のため一種以上の兵役免除にとどまっても、労働に支障をきたす可能性があった。しかし、一種以上の兵役免除と判断された以上、そうした人々は労働が不可能になった場合でも、軍事救護法の適用を受けられない。事実上の救貧法である軍事救護法においてさえも救護対象とならない可能性がある限り、同法も一時賜金癈兵の十分な受け皿とはなりえなかった。

このように、恩給制度と軍事救護法は、双方ともに幾重にも基準を設けて恩給支給対象・救護対象を限定するという構造になっていた。いわば、一時賜金癈兵はこうした差別構造から生み出された存在であった。一時賜金癈兵がこの構造に不満を抱えて起こした行動が、次にみる増加恩給の支給を求めた運動である。

二、一時賜金癈兵による運動

1929年11月14日勅令第三二三号により浜口雄幸内閣のもとで兵役義務者及癈兵待遇審議会(以下、審議会と略記)が設置された。この審議会が設立された背景には、山本和重が指摘するように、「兵役義務に対する見返り的保障の社会的要請、とりわけ、〔兵役〕負担の不平等を原因とする軍・民の離間、反軍思想や社会主義運動の展開」という当時の社会状況があった⁽²³⁾。政府は、徴兵制度の維持のためにも兵役義務者らの待遇改善策を講じる必要性を痛感し、審議会の設立にふみきったのである⁽²⁴⁾。

審議会の設置にもっとも期待をかけたのが一時賜金癈兵である。彼らは全国一時賜金癈兵連合会(以下、連合会と略記)⁽²⁵⁾を結成し、増加恩給の支給と待遇是正を求めた。この会は神戸支部代表の北川原栄次郎を会長とし、全国の支部や類似の団体と連携しながら活動した。

一時賜金癈兵と癈兵の間には、増加恩給の支給以外にもさまざまな待遇の差別があった。1930年に日露戦争25周年を記念して宮内省が「酒肴料御下賜」を癈兵に行った際、一時賜金癈兵は「御

下賜」の対象から外されている。宮内省の対応に対して、連合会会長である北川原は「差別待遇も甚しく、一時賜金癈兵の忍び難き不名誉なり」として宮内省を訪問し、抗議をしている(『彙報』 30・4・15)。

同じく1930年9月、当時連合会広島支部長であった楠原仙太郎⁽²⁶⁾は、昭和天皇の即位の礼の際、「地方賜饌」に一時賜金癈兵の参列が認められなかったことを受けて、「吾々は其の待遇地に堕ち国務担当者の軽視放任は犠牲的精神を蹂躙し愛国心を根底より覆へし所謂危険思想の養成之より甚しきはなし」という非難を加えている。一時賜金癈兵は、徴兵制度を媒介として、大元帥たる天皇との距離を近しいものと感じていたため、「特権意識」を抱いていた。したがって、天皇にまつわる行事からの排除は、彼らにとって自らの「特権意識」を否定されたに等しいことであった。そのため、楠原にいたっては、一時賜金癈兵の「軽視放任」は「危険思想の養成」につながりかねないと危機感を煽って待遇の改善を訴えている(『彙報』30·10·18)。癈兵との待遇の差別に対し、一時賜金癈兵の間には不公平感が募っていた。

1929年12月9日、審議会第一回総会の席上で、幹事長である杉山元陸軍省軍務局長も「殊に精神的の優遇方面に於ては、殆ど顧みられないので、彼等〔一時賜金癈兵〕は増加恩給癈兵を羨望して止まない状況であります」と待遇の差別を認めている⁽²⁷⁾。増加恩給を受給する癈兵への「羨望」と現状に対する不満は、一時賜金癈兵のなかで同じ癈兵として認め、遇してもらいたいという強い要求をよび起こした。

連合会は1929年11月12日に全国各支部代表者協議会を開催し、運動方針の協議を行った。その際の決議事項の一つ「請願運動に関する件」によると、主な請願内容は、増加恩給支給、軍人傷痍記章授与の二点である(『彙報』29·12·8)。軍人傷痍記章は「偽癈兵」の取り締まりのために1913年勅令第二〇号によって設けられたものであり、増加恩給を受給する癈兵の申請を受けて陸海軍大臣から授与された。増加恩給を受給する者だけが癈兵であるという認識が強かったことは、先の宮内省をはじめ政府当局の対応をみても明らかである。恩給制度の差別構造は、社会的待遇にまで影響を及ぼしていた。一時賜金癈兵が差別から抜け出すための第一歩は、国家から「名誉ある負傷者」と認定された徴である軍人傷痍記章を得ることであった。

審議会の開催が新聞等で伝えられた直後から、連合会は本格的に請願・陳情活動を開始した。以下、連合会の主な活動を順に追っていこう。12月6日からの三日間、連合会会長の北川原は各地の代表者70余名を集め、各審議会委員のもとに陳情へ赴かせた。同月10日には陸軍省での会議の状況聴取を行っており、審議会に対する連合会の関心の高さがみてとれる(『彙報』30・1・9)。さらに翌1930年の1月には、北川原が『審議会委員諸公の御仁俠に愬ふ、癈兵の叫び』と題した小冊子を審議会委員と全国の一時賜金癈兵に配布し、「国家の犠牲」になった一時賜金癈兵・無償癈兵に軍人傷痍記章ならびに増加恩給を与え、「精神的優遇」と生活の安定をはかるのは「当然なり」と訴えている(『彙報』30・2・10)。つづいて7月からは、代表者10数名を審議会委員・関係者のもとに毎月陳情に赴かせ、次の第五九議会(1930年12月一31年3月)に恩給支給および一時賜金癈兵の「優遇案」を提出するよう働きかけた(『彙報』30・8・16)。「優遇案」の内容は定かでないが、やや後の1931年9月4日に北川原が陸軍大臣南次郎に宛てた陳情書に「精神的優遇法として且つ戦友の英霊を弔する為靖国神社に参拝の必要上鉄道無賃乗車券を下付せられたきこと」という項目があることから、癈兵に認められていた国有鉄道の無賃乗車などの諸待遇を指しているものと考えられる(『彙報』32・5・29)。

他方で一時賜金癈兵の運動は、徴兵制を根底から揺さぶるような兆しをみせていた。連合会広島支部(支部長は楠原)では、1930年5月11日広島市明治堂でひらかれた総会で、「吾々子弟の兵役免除の件」として、癈兵子弟の兵役免除を求める方針を協議している。結果としてこの方針は審議会答申が出される前ということもあり、「悪感情を抱かしむるを以て否決」された(『彙報』 $30\cdot 6\cdot 14$)。自身が癈兵となった見返りに子弟の兵役免除を求めるという要望が、一時賜金癈兵の間で生まれていた。

一時賜金癈兵による陳情は、1930年12月7日に審議会が答申を提出するまで続いた。一時賜金癈兵の活動の効果は大きく、彼らの要求にほぼ沿うかたちの答申が出された。答申では、恩給の支給について、「(一)症状重キモノニ対シテハ増加恩給ヲ(二)症状之ニ亜ク者ニ対シテハ普通恩給ヲ併給セサル特殊ノ年金ヲ(三)症状軽キ者ニ対シテハー時金ヲ支給スルコト」としている。ほかにも、軍人傷痍記章の授与範囲を一時賜金癈兵まで拡大すること、重症者への国有鉄道の無賃乗車許可と軽症者の運賃割引の二点も決議事項に含まれた。審議会答申は、一時賜金癈兵の要求をほぼ満たすものとなっていた。また、答申には軍事救護法の適用範囲を兵役全てを免除された者から一種以上の兵役を免除されたものへと拡大する旨も盛り込まれた⁽²⁸⁾。

しかし実際には、財源不足を理由として、第五九議会には一時賜金癈兵への恩給支給を盛り込んだ恩給法改正法案は提出されず、彼らへの恩給支給は事実上の棚上げにされた。軍事救護法の改正による救護対象の拡大(1931年3月28日法律第二七号)は実現したものの、そのほかの決議事項のうち実現したのは、軍人傷痍記章の授与範囲を一時賜金癈兵まで拡大すること(1931年3月16日勅令第一六号)など比較的財政負担の少ないものに限定されており、国有鉄道の無賃乗車や運賃割引も見送られた。

第五九議会での恩給支給の実現性が薄まるにつれ、連合会の内部では今後の運動方針をめぐって混乱が生じていた。会長の北川原は、第五九議会の会期途中から増加恩給の獲得は困難であると見越し、恩給支給の実現のためも、政府当局の「誠意」を信じ、まず一時賜金癈兵の置かれた状況を説明し、社会の理解を求めていくべきだと主張した(『彙報』31·1·21)。

しかし、増加恩給の支給が見送られた後の絶望と憤りは大きく、一時賜金癈兵のなかからは、政府の対応に批判的な意見があがっていた。恩給法改正法案提出が見送られた後の連合会会報には「命令一つに戦端に飛出し抜群の功をして僅かのもの、運良く死ねばよきものを運悪く廃残の身となり」という悲嘆の声が綴られている(『彙報』31·10·26)。富山県支部長の中新庄次郎は、第五九帝国議会で恩給法改正案の提出が見送られたのを受けて、「現在我国が世界列強の一として誇り得るは、一に吾々不具者同胞の身命を抛つて、御国の為に尽くしたる結果なり、然るに吾々に対し、何等報ゆることなく寧ろ長年月の間不具者をして路頭に迷はしめたるのみ」との不満を憲兵にぶつけている(『彙報』31·10·26)。こうした一時賜金癈兵の声からは、国家のために「身命を抛」った、つまりは国家最高の義務である兵役義務に服し、傷痍疾病を負った「名誉」ある癈兵であるという自己認識の強さと、それゆえにわずかな症状の違いにより増加恩給を受給できず、癈兵としての社会的待遇も受けられない現状への、やりきれない思いが見受けられる。

第五九議会への恩給法改正法案提出の可能性がほぼ絶たれた1931年3月15日、広島傷痍兵戦友会(会長は楠原)は集会を開催した。県下148名の会員参加のもとで行った集会では、「会員相互扶助並思想国難に対する方針の件」として「飽迄軍人精神に立脚し危険思想の撲滅を期し思想国難匡救の為努力すべきことを期す」という旨を決議した(『彙報』31·5·24)。あくまで癈兵とし

て「軍人精神」に立脚した行動をとることが謳われている。ここで掲げられている「軍人精神」とは、兵役義務に服し、かつ戦争で傷痍疾病を負ったことに「誇り」を感じることであり、一般の身体障碍者とは異なるという認識を彼らがもっていたことを示している。これは、軍事功労者や兵役義務履行に伴って経済的・肉体的な犠牲を払った者に補償を受ける「権利」を認めた恩給制度に依拠して自分たちの「特権性」を表明したものであろう。彼らの「特権意識」は、兵役義務を負っていない者を排除する論理を伴うもので、のちに一時賜金癈兵の一部を「軍人精神」に悖るという理由で連合会から除名していくことにもなった。そのため、彼らの運動は、恩給制度の差別構造に「特権性」をもつ癈兵として自己を位置づけていくことにほかならなかった。

だが、恩給の支給がままならない現状のなかで、彼らの「特権意識」の強さは、政府当局に対する怒りや不満をさらに募らせ、ついにそれが爆発する事態が起きた。連合会内部で政府当局に対する失望感や絶望感が広がるなか、穏健な請願運動に代わって恩給支給実現のためには示威行動もやむなしとする強硬な意見を主張する一派が台頭しはじめた。その中心となっていたのが、連合会副会長の石川金太郎であった。その後の連合会は石川ら強硬派を中心とした活動が目立つようになる。

最も注目を集めたのが、1931年7月20日、恩給の支給を政府当局にせまるために行った明治神宮前での断食祈願であった。彼らは「血税を拂つた陛下の赤子の生活を保証せよ」と訴え、雨中での72時間にも及ぶ断食祈願を決行した。参加者は「戦争に行つたつもりで頑張れ!」と励ましあい、「日露戦争のことを思へば何でもありません」、「吾々は解散、検束、拘留などは敢て覚悟の上」と新聞記者に応えている。多くが老齢で病や傷が悪化しているうえ、雨のなかでの断食は苛酷なものであり、参加したおよそ40名の一時賜金癈兵たちは次々と倒れた(『東朝』31・7・22・朝刊、同31・7・23・朝刊、『読売』31・7・22・朝刊)。

断食祈願に臨む一時賜金癈兵の姿からは、「特権意識」とともに、過酷な戦場をくぐりぬけてきたという自負心をみてとることができる。戦争体験に根差した一時賜金癈兵の自負心は、彼らがこだわりつづけていた「特権意識」をも揺さぶっている。「特権意識」は、運動の源泉であるとともに、「軍人精神」を謳った先の広島の決議にみられるように、一方で彼らの行動に規制をもかけていた。だが、断食祈願の決行により、検束・拘留される可能性はここでは顧みられていない。癈兵であることを否定され続けても、彼ら一人一人が抱える固有の戦争体験は、国家や社会をもってしても否定できるものではない。それは、一人一人の実存に関わるほどの強烈な意味合いをもって個人のなかに深く刻み込まれており、彼らはそこに一人の人間としての自負心を見出していたのではないだろうか。この意味で、一時賜金癈兵の戦争体験は、「特権意識」という束縛をも解き、政府当局との対峙を可能にした原動力となっていた。

しかしながら、政府当局は断食祈願をも黙殺し、恩給支給実現の可能性は不透明なままであった。断食祈願の決行後も、石川らは各省関係者への陳情を続けた。直後の7月24日には、陸相官邸に南陸相を訪問し、直接面会して陳情を行った。石川らの陳情を受けた南陸相の反応はにぶく、「極力尽力する」と述べるにとどまり、言明を避けた(『神戸』31·7·23・朝刊、同31·7·27付・夕刊)。この直後の7月26日、石川らは協議の結果、あまり成果を得られないままの請願運動をいったん打ち切り、議会の時期に再び集結することを約して解散した(『神戸』31·7·27・朝刊)。

三、断食祈願の弾圧と傷痍軍人特別扶助令の制定

事態が急変するのは満州事変以降である。一度目の断食祈願からおよそ三ヵ月後の1931年10月26日、石川らおよそ50名は再び神宮橋付近で断食祈願を決行した。この日の断食祈願はすぐに警察に阻止され、石川らは黒龍会自由倶楽部に引き揚げてきている。その際に、連合会の顧問弁護士が「斯る警察の干渉ある以上は最早最後の手段として直訴に出づる外方法なし」と発言したため警察官に検束され、解散を命じられるという事件も起きている(『彙報』32・5・29)。

一度目の断食祈願の際には警察の干渉を受けていないことから、政府の対応の変化が見受けられる。満州事変の勃発による情勢の変化に加えて、断食祈願が共産党をはじめとする反軍活動の側に持ち上げられていたことも、その理由の一つであろう(『彙報』31·10·26)。反軍活動に一時賜金癈兵が利用され取り込まれれば、満州事変の興奮と熱気に水を差す事態になりかねず、政府当局はそれを恐れて弾圧を加えたのである。

一度目の断食祈願が社会に与えた影響は大きく、同じ一時賜金癈兵の団体や支援者からも断食 祈願という行為に対して批判の声があがった。広島傷痍兵戦友会長の楠原は、断食祈願は「労働 争議にも比すべき」行為であり、「軍人精神を没却し、対面を汚」したうえに、「当局者をして良からぬ感情を醸成し、せっかく好転しある吾々の運動を一大暗礁に乗り上るに至る」と非難している(『彙報』31·10·26)。一時賜金癈兵を支援する側からも、再度の断食祈願は「国民の同情」を失い、さらに「間接に国軍の士気を損じたり、帝国の威信に関係する様な結果をもたらす」恐れがあるとして、祈願の再挙を制止する働きかけがなされていた⁽²⁹⁾。石川らによる二度目の断食祈願は、こうした会の内外からの非難と制止のなかで行われた。結果として、石川らの行動や言動は、会の内部で「急進分子」として問題視され、石川ら強硬派数名は連合会を除名された。「特権性」をもつ癈兵として、「軍人精神」に悖るような石川らの行動を、会としては容認できなかったのであろう。除名後、石川らは従来の運動の継続を目指して、皇国癈兵連合会という新たな会を結成して活動にあたっている(『彙報』32·5·29)。

一方で満州事変の拡大は、政府に一時賜金癈兵に対する恩給の支給をうながす契機ともなった。満州事変後に盛んに開催された国防思想普及講演会の参加者のなかからは、主戦論を高唱する軍部に対して「明治神宮ニ於ケル一時賜金癈兵ノ絶食祈願ニ対シ何等ノ策ヲ講スルコトナク傍観シアル現制度ニ於テ喜ンテ戦争ニ参加スル国民ハナカルヘシ」という言葉も洩れていた⁽³⁰⁾。戦線の拡大と動員兵力の増大に伴って戦傷病者が増加するなか、政府や軍部にとって一時賜金癈兵の問題は、反軍感情を封じ、戦意高揚をはかるためにも見過ごせない事態となっていた。

そのため、陸軍省も恩給法改正のための法案の作成と関係各省との折衝にとりかかりはじめていた。陸軍省は、「癈兵優遇案」を打ち出し、恩給法改正法案と経費を追加予算として次の第六二臨時議会(1932年6月1日—6月15日)に提出することを目指した。陸軍省が作成した「癈兵優遇案」は、症状の重い者に増加恩給を支給するという方針を示した審議会答申とほぼ同様の内容であり、かかる経費は290万円と見込まれた(『神戸』32・5・9・朝刊)。しかし、臨時議会の会期が差し迫っていることと財源が問題とされ、陸軍省と大蔵省との交渉の結果、恩給法の改正を見送り、暫定的措置として勅令をもって代え、要する経費を臨時議会に提出するという方向が決定した(31)。

結果として、第六二臨時議会では、諸経費160万1000円が追加予算として両院で認められた。

勅令案は、7月26日の閣議で関係各閣僚の承認を得て上奏裁可され、7月29日「傷痍軍人特別扶助令」として公布された⁽³²⁾。この勅令は、適用者を1923年9月30日以前に一時賜金癈兵となった者に限定したため、日清・日露戦争の従軍者を含んだ下士・兵1万1587人が主な対象となった⁽³³⁾。

これが一時賜金癈兵に対する初の救済策である。しかし、一時賜金癈兵への恩給の支給は、勅令と追加予算に基づく暫定的なものであった。臨時議会の会期に恩給法の改正が間に合わず、予算の目途もたたなかったため、将来に恩給法を改正することを見据えたうえで、勅令によって暫定的に一時金の支給をはかったのである。そのため、皇国癈兵連合会など一時賜金癈兵の団体のなかには、早期の恩給法改正を訴え、請願を行うものもあった⁽³⁴⁾。

恩給法の改正がなされ、一時賜金癈兵に対する恩給の支給が法律で定められたのは、翌1933年である。この改正により、一時賜金癈兵など軽症者を対象とした傷病年金が創設された。症状に応じて第一款から第四款の四段階の基準が設けられ、増加恩給と同様に、同じ症状でも戦闘又は戦闘に準ずべき公務(甲号)の場合は、普通公務(乙号)よりも支給金額が高い。兵の場合は第一款乙号が年額210円(甲号260円)、第四款乙号が同110円(甲号130円)支給された。なお、この法施行後の傷病を対象とするのが原則であり、施行前の傷病については、賑恤金または傷病賜金の受給者が法施行後七年の請求期間内に請求した場合にのみ支給されることになっていた(35)。また、傷病年金は支給対象を特に重症とされた第一款から第四款に該当する傷病賜金受給者(36)に限定していた。よって第五款から第十款に該当する比較的「軽症」の一時賜金癈兵は傷病年金の支給対象外とされた。そのため、「後代に至つて意に満たない傷病者が相当数見受けられた」という(37)。

満州事変以降の情勢の変化と「赤化防止」のために⁽³⁸⁾、政府当局も一時賜金癈兵の訴えを無視できず、対策を打ち出さざるを得なかったのである。すべての一時賜金癈兵を対象としていないという大きな欠点を残しつつも、この恩給法改正により一時賜金癈兵たちが求めていた恩給の支給は曲がりなりにも実現した。断食祈願への弾圧と勅令による暫定的な措置がとられたことにより、強硬派の急先鋒であった石川が新たに設立した皇国癈兵連合会も、断食祈願を決行することはなく、先にあげたように、恩給法の早期改正を請願するのが主な活動となった。

さらに、これまで政府当局や軍に対して批判や怨嗟の声をあげていた一時賜金癈兵のなかからは、日本軍の行動を支持しようとする動きもみられるようになっていた。広島傷痍兵戦友会は「時局ニ対スル輿論ヲ喚起シ国民ノ自覚ト挙国一致ノ団結ヲ図ルヘク」会報として『満蒙真相普及号』を発行し、全国の友好団体と広島県下の会員・在郷将官へと発送している⁽³⁹⁾。

無論、軍が打ち出した対策は、恩給法の改正だけではない。彼らの「特権意識」を利用することによって、一時賜金癈兵をはじめ癈兵全般の行動に規制をかけることも同時に行っていた。1932年9月2日付の『読売』夕刊では、陸軍省の直轄に癈兵団体を統一する方針が打ち出されたことが報じられている。陸軍が癈兵団の統一を打ち出したのは、「薬品の押売り」、「救恤金の強請」をはたらく「癈兵中一部の不心得者或ひは偽癈兵」の取り締まりのためであるとしている。彼らを放置すれば「祖国の犠牲となつた名誉の戦傷者三万余の体面を傷つけること甚だしい」ため、「純良」なる癈兵有志と協議し、陸軍省の公認の単一団体に統一することになったという。同年9月11日には、九段偕行社にて中井良太郎陸軍省恩賞課課長の出席のもとに、第一回創立準備委員会が開催された。翌日9月12日付の『読売』夕刊には、その際の癈兵団の代表者会合の様子が写真で掲載されている。また、9月2日付の『読売』では、「今後家庭を訪問して非道な押売りや金銭

の強要をする者があつたら遠慮なく交番へでも憲兵隊へなり突出してもらいたい」という陸軍当局談も掲載されている。押し売り、強請を働く「不良」な癈兵と「祖国の犠牲となつた名誉の戦傷者」とを区別し、癈兵たちの「特権意識」に訴えかけることで、長年のあいだに積もった彼らの不満や憤りを抑え、行動に枠をはめて国家の側にひきよせるというのがねらいであった。陸軍の打ち出した癈兵団体の統一は、後の1936年に大日本傷痍軍人会の創設となって実現する。

おわりに

恩給制度は、恩給発生年限をはじめとするさまざまな線引きを設けることで兵役義務を負った 者の大部分を排除した。さらに、同じ傷痍疾病を負ったとしても、軍隊内の階級や勤務年数、傷 痍疾病の原因によって支給額は異なっていた。恩給制度は幾重にも線引きを行い、補償対象者を 限定したうえ、補償金額に差を設けるという差別構造をなしていた。一時賜金癈兵は、癈兵と同 じく公務あるいは戦闘によって傷痍疾病を負いながら、審査基準と再審査期間の壁に阻まれ、増 加恩給を支給されなかっただけに、その矛盾を体現する存在であったといえよう。その一時賜金 癈兵が、国家に対して癈兵としての認知を求めたのが、増加恩給の支給を求めた運動であった。

彼らの運動は、恩給制度に基づいた自らの「特権性」を国家と社会に認めさせる方向で展開され、恩給制度の枠内から逸脱するものではなかった。そうした意味において、一時賜金癈兵の運動は出発当初から国家に統合される契機を内包していたといえる。その際、彼らの戦争体験は、癈兵としての自己認識を支える方向で内面化されていった。満州事変以降の癈兵対策は、こうして形成された彼らの「特権意識」に訴えかけ、自己抑制を求めることで、その分断をはかったのである。

だが、その一方で、本論でみたとおり、一時賜金癈兵の一部は国家との対峙も辞さない姿勢で断食祈願に臨んでいる。彼らは、長年にわたって癈兵としての自己の存在を否定され続けてきた結果、その「特権意識」をも退け、国家との対峙を辞さない姿勢をみせた。その際に彼らの原動力となったのが、自らの苛酷な戦争体験に根差した一人の人間としての自負心であった。いわばそれは、断食祈願という一時賜金癈兵の一人一人の実存を賭けた国家との闘いを根底で支えていたのである。この意味で、個々人の固有の戦争体験は、国家との対峙を後押しする作用を果たしていたといえよう。

一時賜金癈兵の運動そのものは、傷病年金の創設と癈兵団体の弾圧により停滞を余儀なくされた。しかし、国家に対する不満は傷病年金の支給対象から漏れた人々が不満の声をあげたように、絶えずくすぶり続けていた。恩給制度が差別構造を有する限り、補償対象から排除された人々が、自身の戦争体験をよりどころに国家に対して不満の矛先を向ける可能性は常に存在していたのである。しかも制度の矛盾は、アジア・太平洋戦争が総力戦のもと植民地を巻き添えにし、国内においても国民的規模の戦争被害をもたらした結果、さらに拡大していく。

注

- *本稿で頻繁に使用する以下の資料については略号を使用し、本文中に典拠を示す。典拠を示す際には新聞は(紙名・西暦下二桁・月・日)、雑誌は(紙名・西暦下二桁・月・号数)のように示す。『思想彙報』 = 『彙報』(本稿で使用する『思想彙報』はすべて吉田裕編・解説『思想彙報』(上)(下)、不二出版、1990年に所収されている)。『東京朝日新聞』 = 『東朝』、『読売新聞』 = 『読売』、『神戸新聞』 = 『神戸』。
- (1) 「癈兵」という呼称は1917年の軍事救護法成立によって「傷病兵」の名が併用され、1931年1月の兵役義務者及癈兵待遇審議会の答申によって満州事変以降、「傷痍軍人」へと統一されていく(郡司淳『軍事援護の世界―軍隊と地域社会―』同成社、2004年、79頁)。煩雑さを避けるために以下「癈兵」「傷病兵」「傷痍軍人」「一時賜金癈兵」「無償癈兵」の「」は省略する。
- (2) 下士以下の陸海軍人の賑恤金受給者は、1904年176人、05年5485人、06年14421人、07年5226人、08年877 人となっている(内閣統計局『日本帝国統計年鑑』〔復刻版〕第24—29回、東京プリント出版社、1964—65年、 各年の「一時賜金受領人員」表参照)。
- (3) 1906年法律第二〇号により軍人恩給法が改正され、賑恤金と免除恩給の併給が可能になったため、一時賜金癈兵のなかには賑恤金と免除恩給を併給して受給していた者も存在した可能性がある。
- (4) 代表的成果として吉田久一『現代社会事業史研究』(勁草書房、1979年)第一部第二章、第三部四章、池田敬正『日本社会福祉史』(法律文化社、1986年)IV章第四節。
- (5) 石井裕「東京癈兵院の創設とその特質」(『日本歴史』693、2006年)。
- (6) 一ノ瀬俊也『近代日本の徴兵制と社会』(吉川弘文館、2004年)、郡司淳『近代日本の国民動員』(刀水書房、2009年)。
- (7) 鐘家新『日本型福祉国家の形成と「十五年戦争」』(ミネルヴァ書房、1998年)など。
- (8) 山田明「日露戦争時の癈兵の生活困窮と援護計画」(『日本福祉教育専門学校紀要』4-2、1995年、同「日 露戦争時帰郷癈兵の生活と地域援護」(同5-1、1996年)。
- (9) 郡司前掲書(2004年)、113-119頁。
- (10) 総理府恩給局編『恩給百年』(大蔵省印刷局、1975年)、78—80頁。
- (11) 「傷痍疾病恩給等差類例ノ編纂及頒布」(1905年7月29日、医事第88号、陸軍省編『明治卅七八年戦役陸軍 政史』〔復刻版〕第五巻所収、湘南堂、1983年)。
- (12) 日清戦争では、戦闘による死者1401人に対し、戦病死者は11763人(軍人のみ)、日露戦争では戦闘による 死者60031人に対し、戦病死者は21424人(大江志乃夫『日露戦争の軍事史的研究』岩波書店、1976年、169 頁―171頁)。
- (13) 前掲『明治卅七八年戦役陸軍政史』〔復刻版〕第五巻、275頁。
- (14) 北川原栄次郎「一時賜金廢兵ニ対スル恩給支給法制定ノ請願 請願理由」(1926年11月19日付、『各種調査会委員会文書・行政調査会書類・十諸陳情書意見書等級』所収、国立公文書館所蔵)。引用文中の〔〕は引用者注による。以下同様。
- (15) 「第四五回帝国議会衆議院予算委員会(速記筆記)第二十二回」(『帝国議会衆議院委員会議録三一』臨川 書店、1985年)、286—287頁。
- (16) 「第四六回帝国議会衆議院恩給法改正ニ関スル建議案外二件委員会議録(速記筆記)第一回」(『帝国議会衆議院委員会議録三七』臨川書店、1986年)、219—220頁。
- (17) 前掲『恩給百年』、145頁。
- (18) 軍事救護法の欠陥について、郡司前掲書(2009年)では、「濫救」を防止するため「住所地地方長官主義」、

「出願主義」がとられたこと(160—161頁)、一ノ瀬前掲書では出願手続きの煩雑さと実際の給付金額が寡少であったことを指摘している(151頁)。

- (19) 軍事救護法の制定過程については、一ノ瀬前掲書第二部第一章、郡司前掲書(2009年)第四章を参照。
- (20) 郡司前掲書(2009年)、177頁。
- (21) 郡司前掲書(2004年)、115頁。
- (22) 1893年2月27日陸達第十号では、陸軍傷痍疾病恩給等差例を基に、賑恤金受給者のうち第一款(「一耳ノ機能ヲ廃シタルモノ」「支肢ノ運動ヲ妨クルニ至リタルモノ」など)、第二款(「第一趾ヲ併セ三趾以上ノ用ヲ廃シタルモノ」など)は兵役免除、第三款(「「第一趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廃シタルモノ」など)から第五款(「頭首二大ナル醜形ヲ遺シタルモノハ第三款乃至第五款」)は一種以上の兵役免除とされた。この基準は、1922年に廃止が通達されるまで適用された(「一等症患者の現役免除並傷痍疾病に因る服役区分に関する件」、1922年3月8日、陸達四号『大正一一年大日記甲輯』所収、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. c02031044600)。
- (23) 山本和重「満州事変期の労働者統合―軍事救護問題について」(『大原社会問題研究所雑誌』372、1989年) 31―36頁。一ノ瀬前掲書第二部第二章。
- (24) 審議会の詳細については一ノ瀬前掲書第二部第二章「四 兵役義務者及癈兵待遇審議会」を参照。
- (25) 会の設立時期に関する史料は管見の限り新聞史料をはじめ公文書にも見当たらない。1931年9月4日に北川原が陸軍大臣南次郎に宛てた陳情書のなかでは「有八年間帝都に於て優遇運動に精進し来たりたる」とあることから(『彙報』32·5·29)、1923年の恩給法制定前後から活動をはじめていたと推察される。
- (26) なお、楠原は北川原の前任の会長でもあったが、1931年に広島傷痍兵戦友会を別に組織している。その背景には、北川原との対立があるものと推察されるが、詳しい因果関係は不明である(『彙報』29·12·6)。
- (27) 「兵役義務者及癈兵待遇審議会第一回総会席上に於ける幹事長説明事項」(1929年12月9日、於陸軍省、「書類送付の件」所収、自昭和五年一月~至昭和六年十二月『来翰綴(陸普)第一部』、JACAR Ref. c01004997100)。
- (28) 「兵役義務者及癈兵待遇審議会答申」(1930年12月17日、前掲「書類送付の件」所収)。
- (29) 志村栄太郎編『癈兵の断食祈願再挙に対し松島剛氏の演説要旨』(関東出版社、1931年、『海軍官房雑綴昭和六年』所収、防衛省防衛研究所所蔵)4-7頁、10-11頁。
- (30) 「国防思想普及及講習会ノ状況並ニ其反響ニ関スル件報告(通牒)」(1931年10月31日付、『満州事変憲兵情報自十月七日至十月卅一日』IPS Records(RG331)Entry329,Documents Assembled as Evidence by the Prosecution,Roll No.42所収、国立国会図書館憲政資料室所蔵)。
- (31) 金太仁作『軍事救護法ト武藤山治』(初版1935年、『戦前期社会事業基本文献集四〇 軍事救護法と武藤山 治』日本図書センター、1996年として復刻出版)、489—491頁。
- (32) 傷痍軍人特別扶助令と傷病年金の創設を中心とする一時賜金癈兵の待遇改善については、郡司前掲書(2009年)の264頁以降において触れられている。だが、同書は断食祈願が軍に衝撃を与え、満州事変以降の情勢の変化も相まって一時賜金癈兵の早期待遇改善を可能にしたという点については触れていない。
- (33) 同前、493頁—499頁。
- (34) 「皇国癈兵連合会ノ請願運動ニ関スル件」(1933年1月25日、高秘第一四○号『陳情、請願関係雑纂(雑文書ノミヲ収ム)』、JACAR Ref.B02031469500)。
- (35) 前掲『恩給百年』、179頁。
- (36) 賑恤金は傷痍疾病の程度を五款にわけていたが、傷病賜金はさらに細かく十款にわけていた。傷病賜金に

おける第一款は「一眼ノ視力カ視標〇・一ヲニメートル以上ニテハ弁別シ得サルモノ」など四症例、第四款も「一側中指ヲ全ク失ヒタルモノ」など四症例があげられている。これより軽症者は傷病年金の対象外とされた。対象外とされた第五款は「一眼ノ視力カ〇・一ニ満タサルモノ」など三症例、最も軽度の第十款は「一側第三趾乃至第五趾ノ中一趾ノ機能ヲ廃シタルモノ」など二症例があげられている。

- (37) 前掲『恩給百年』、179頁。
- (38) 1933年に軍は「共産党ノ傷痍軍人及遺家族ニ対スル活動ニ基ク軍部ノ対策」を打ち出し、傷痍軍人・戦傷病者遺家族の教化や監視、軍事援護事業の徹底を関係官庁や各団体に求めており、共産主義の影響力に対する軍の警戒がみてとれる(1933年7月29日、「傷痍軍人等に対する赤化防止の件」、『昭和八年密大日記』第二冊所収、IACAR Ref.C01003959600)。
- (39) 前掲「国防思想普及及講習会ノ状況並ニ其反響ニ関スル件報告(通牒)」。

[学外研究者による査読を含む審査を経て、2013年8月5日掲載決定] (一橋大学大学院社会学研究科博士後期課程)